

相続人様へ お亡くなりになった方が東近江市内に土地家屋などの資産をお持ちのとき、又は軽自動車税・市民税・固定資産税を納付しておられるときは、この届出書を本日より60日以内に東近江市役所資産税課又は各支所へ御提出ください。

様式第5号(第7条関係) 相続人代表者指定(変更)届出書 年 月 日

東近江市長様

届出人 住所 _____

氏名 _____

被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項(第3項)の規定により届けます。

相続人代表者 になられる方 について御記 入ください。	相続人の代表者	住所	
		フリガナ 氏名	①
		生年月日	
		電話番号	

お亡くなり になった方につ いて御記入く ださい	被相続人	住所	
		氏名	
		死亡年月日	年 月 日

相続人全員 (配偶者、子 等)のお名前 を御記入く ださい	相続人	氏名	住所	続柄

※納付方法に関することは、納税課にお問合せください。
(納 税 課 TEL : 0748-24-5606 IP : 050-5801-5606)

注) 相続人代表者様の個人名義分と今回届出いただきました相続人代表者名義分とは同一の納付方法となります。

別々の口座振替や納付方法の御選択はできませんので御注意ください。

市 処 理 欄					
固定個人	固定共有	固定納管	軽自税	市民税	口座・郵送